(瑕疵担保責任の履行に関する措置)

- 第16条の4の2 法第35条第1項第十三号 の国土交通省令で定める措置は、次の各号の一 に掲げるものとする。
 - 一 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約又は責任保険契約 の締結
 - 二 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する保証保険又は責任保険を付保することを委託する契約の締結
 - 三 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する債務について銀行等が連帯して保証することを委託する契約の締結
 - 四 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第11条 第1項に規定する住宅販売瑕疵担保保証金の供託

(帳簿の記載事項等)

第18条 法第49条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一~七 (略)

- 八 宅地建物取引業者が自ら売主となる新築住宅(住宅の品質確保の促進等に関する法律第2 条第2項に規定する新築住宅をいう。以下この条において同じ。)の場合にあつては、次に掲 げる事項
 - イ 当該新築住宅を引き渡した年月日
 - ロ 当該新築住宅の床面積
 - ハ 当該新築住宅が特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令(平成19年 政令第395号)第6条第1項の販売新築住宅であるときは、同項の書面に記載された2 以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合(同項に規定する販売瑕疵負担割合 をいう。以下この号において同じ。)の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担 割合の割合
 - 二 当該新築住宅について、住宅瑕疵担保責任保険法人(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。)と住宅販売瑕疵担保責任保険契約(同法第2条第6項に規定する住宅販売瑕疵担保責任保険契約をいう。)を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付しているときは、当該住宅瑕疵担保責任保険法人の名称

九 (略)

2 (略)

3 宅地建物取引業者は、法第49条に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後5年間(当該宅地建物取引業者が自ら売主となる新築住宅に係るものにあつては、10年間)当該帳簿を保存しなければならない。